

最新の法人税実務の総点検 全4回シリーズ

～重要ポイント、留意点、改正事項から決算対策まで～

法人税の取扱いは、毎年のように改正が行われるため、細心の注意が必要です。実務担当者は常に最新の法令通達等に基づく内容の理解及び的確な実務対応が求められます。

今回の「最新の法人税実務の総点検」(全4回シリーズ)では、第1回から第3回までは、法人税実務の中でも最重要テーマである「減価償却」「寄附金・交際費・貸倒れ」「役員給与等」について、日常業務に直結した必須知識から実務上の重要ポイントまで、改正事項を織り込みながら丁寧にわかりやすく解説します。第4回目では、法人税全般にわたって「最近の重要改正項目」の適用内容や適用時期などを整理、確認するとともに、平成29年度決算・申告時の留意点や実務対策について解説します。

各講座は、重要ポイントや改正内容の他、実務上誤りやすい点や税務調査で指摘されやすい事例等も交えて説明しますので、今後の法人税実務を行う上での総点検として最適です。

是非この機会にご参加を賜りますよう、ご案内申し上げます。

開催要領

日 時	【第1回】「減価償却の実務」の重要ポイント	9月20日(水) 10:00～16:30
	【第2回】「寄附金・交際費・貸倒れの実務」の重要ポイント	10月17日(火) 10:00～16:30
	【第3回】「役員給与等の実務」の重要ポイント	11月17日(金) 10:00～16:30
	【第4回】「最近の法人税改正項目」の重要ポイントと決算対策	12月14日(木) 10:00～16:30

会 場 メルパルク広島 5F 椿の間 (※4講座ともすべて同じ会場です。)
広島市中区基町6-36 TEL(082)222-8501

複数受講が
お得です!



受講料	1名様につき(テキスト・昼食・消費税含む)	会 員	読 者	未読者
1 講座受講の場合		25,000円	29,000円	39,000円
2 講座受講の場合(合計金額)		45,000円	53,000円	73,000円
3 講座受講の場合(合計金額)		65,000円	77,000円	107,000円
4 講座受講の場合(合計金額)		80,000円	96,000円	136,000円

申込方法 最終面の申込書にご記入の上、FAXまたは郵送にてお申し込みください。

払込方法 折返し、『受講票付き請求書』をお送りします。付属の郵便振替用紙にて、お振込みください。

受講票 『受講票』は「請求書」から切り離して、当日会場受付までお持ちください。

《講師》税理士 小池 敏範 氏

昭和50年税理士試験合格。昭和62年独立開業し、現在多くのクライアントの税務申告代理、経営指導等を行っている一方で、税理士会の統一研修会等の法人税・消費税担当の講師、民間研修機関の講師として活躍中。東京税理士会会員相談室委員(法人税)。

主な著書に「誤りやすい役員給与の法人税実務」「事例検討/誤りやすい消費税の実務」「主要勘定科目の法人税実務対策」「法人税等の還付金・納付額の税務調整と別表作成の実務」「法人税・消費税の接点と相違点」「わかりやすい法人税」「法人税・消費税/税務調査事例 是否認のポイント」(税務研究会)、「こんなに大変/新消費税の実務と徹底対応完全版」(日本法令)、「寄附金・会費・分担費・租税公課」「簡易課税制度」(中央経済社)、「消費税の常識」(税務経理協会)等がある。その他、実務誌に多数執筆。

「減価償却の実務」の重要ポイント

減価償却に関しては、過去10数年の間に多くの税制改正が行われています。直近では、昨年度の償却方法の見直しや減価償却資産の範囲についての通達改正がありました。

減価償却の実務で重要な項目は、減価償却資産の範囲と取得価額の決定、少額減価償却資産の取扱い、正しい耐用年数の判定、償却方法の適用、資本的支出と修繕費の区分、リース取引の取扱い、身近な特別償却制度の検討等です。

本セミナーでは、日常業務に直結した必須知識から実務上の留意点まで、重要ポイントを丁寧にわかりやすく解説します。また、最近の改正内容の他、誤りやすい点や税務調査で指摘されやすい事例等も交えて説明しますので、減価償却の実務を総点検したい方に最適の講座です。

是非この機会にご参加を賜りますよう、ご案内申し上げます。

主な研修内容

1. 減価償却資産の範囲と取得価額

- (1) 減価償却資産の範囲と取得価額
- (2) 固定資産の取得価額計上の留意点

2. 少額減価償却資産

- (1) 少額減価償却資産の取扱い
- (2) 少額減価償却資産の判定単位
(判決例を踏まえて)
- (3) 一括償却資産の損金算入の実務上の留意点
- (4) 少額減価償却資産に対する中小企業者等の特例

3. 耐用年数

- (1) 改正された耐用年数表の見方
- (2) 耐用年数判定上の留意点
- (3) 耐用年数判定事例

4. 資本的支出と修繕費の区分

- (1) 資本的支出と修繕費の区分のポイント
- (2) 資本的支出と修繕費の例示
- (3) 区分の実質判定と形式基準の事例検討
- (4) ソフトウェアの資本的支出と修繕費の区分
- (5) 裁決例、判決例の検討

5. 減価償却の方法

- (1) 多くの改正があった償却方法の整理
- (2) 平成28年度の改正点

6. リース取引に係る賃借人の取扱い

- (1) 売買とされるリース取引開始日の処理
- (2) 減価償却と賃借料処理の例外
- (3) 圧縮記帳等との関係その他税務上の留意点

7. 特別償却その他

- (1) 中小企業経営強化税制
- (2) 中小企業投資促進税制
- (3) その他の特別償却制度
- (4) 固定資産の除却その他

8. 検討する代表的な事例

(これらの他にも事例を検討します)

- ① 観賞用・興行用の生物の耐用年数
- ② 絵画の減価償却資産の範囲（法基通7-1-1の改正点）
- ③ 稼働休止資産の取扱い
- ④ 足場用のパイプ等の少額の判定単位
- ⑤ 一括償却資産の除却等があった場合の取扱い
- ⑥ 固定資産購入に伴う借入金利子の取扱い
- ⑦ 中間製品に係る設備に適用する耐用年数
- ⑧ 自家用設備に適用する耐用年数
- ⑨ リース取引に係る付随費用の取扱い
- ⑩ 資産計上しなかった資産の償却費の損金算入の可否

その他多くの事例検討

「寄附金・交際費・貸倒れの実務」の重要ポイント

寄附金は法人税重要項目の一つです。国に対する寄附金等を除く一般寄附金は、損金算入が規制されています。寄附金の実務ではその範囲を知ることが重要です。関係会社間の取引が課税庁から寄附金と認定されることもあります。交際費も重要項目です。特に、損金算入が大幅に規制されている中小法人以外の法人は、税務上の交際費等の範囲を明らかにすることや隣接費用との明確な区分が必要になります。貸倒処理についても、会計上のものより税務上の貸倒れの事実要件が厳しくその適用範囲がかなり限られています。過年度の貸倒処理や個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れも実務の重要ポイントです。

本セミナーは、これら寄附金・交際費・貸倒れの実務を総点検したい方に最適の講座です。是非この機会にご参加を賜りますよう、ご案内申し上げます。

主な研修内容

1. 寄附金課税の概要

- (1) 損金不算入額の計算の仕方
- (2) 支出の相手方による寄附金の区分
- (3) 支出寄附金の計上方法

2. 寄附金の範囲と認定課税

- (1) 税務上の寄附金の範囲
- (2) 災害等に伴う寄附金の取扱い
- (3) 関係会社との取引に対する寄附金認定
- (4) 貸倒処理と寄附金の関係
- (5) 裁決例、判決例
- (6) 事例検討

3. 交際費等の範囲と損金不算入額の計算

- (1) 損金不算入額の計算
- (2) 税務上の交際費等の意義
- (3) 交際費等から除外される費用
- (4) 接待飲食費の範囲と留意点
- (5) 控除対象外消費税等の額の取扱い
- (6) 法人税申告書別表十五の記載方法

4. 交際費等と隣接費用との区分

- (1) 会議費等との区分
- (2) 売上割戻しとの区分
- (3) 販売促進費との区分
- (4) 広告宣伝費との区分

- (5) 仲介手数料との区分
- (6) 給与等との区分
- (7) 福利厚生費との区分
- (8) 災害見舞金等との区分
- (9) 裁決例、判決例
- (10) 事例検討

5. 貸倒損失

- (1) 企業会計上の貸倒処理との相違点
- (2) 税務上の貸倒れの判定基準
- (3) 法基達9-6-1の適用と留意点
- (4) 法基通9-6-2の適用と留意点
- (5) 法基通9-6-3の適用と留意点
- (6) 過年度の貸倒処理
- (7) 裁決例、判決例
- (8) 事例検討

6. 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

- (1) 繰入対象法人の範囲
- (2) 繰入れが認められる事実要件と内容
- (3) 事例検討

7. 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金

- (1) 繰入限度額の計算方法
- (2) 法人税申告書別表十一（一の二）の記載方法

「役員給与等の実務」の重要ポイント

役員給与に関しては、最近の税務調査で損金性が問題になることが少なくなく、最近5年間で多くの裁決例、判決例が出ています。特に、定期同額給与や事前確定届出給与、役員退職給与の取扱いを巡るトラブルが発生しています。また、役員給与等については、平成29年度の法人税改正でその範囲を中心にかなりの見直しがされました。そこで、本シリーズ第3回目は、使用人給与、出向者給与と負担金の取扱いを含めた「役員給与等」の項目に的を絞り、平成29年度法人税改正後の最新の取扱いを解説します。

本セミナーでは、裁決例・判決例も踏まえた多くの事例を挙げ、それを検討する方法で具体的に解説しますので、役員給与等の実務を総点検したい方に最適の講座です。

是非この機会にご参加を賜りますよう、ご案内申し上げます。

主な研修内容

1. 定期同額給与

- (1) 定期同額給与の定義と範囲
- (2) 定期給与の増額改定の多くの事例検討
- (3) 病気療養中の役員の役員給与の不支給
- (4) 定期給与の減額改定の事例検討

2. 事前確定届出給与

- (1) 事前確定届出給与の定義と範囲
- (2) 届出を要する場合の届出手続
- (3) 届出変更手続
- (4) 届出額と支給額が異なる場合の取扱い
- (5) 届出額と支給額が異なるとする判定単位
- (6) 裁決・判決例を含むその他多くの事例検討

3. 業績連動給与

- (1) 損金算入できる業績連動給与の定義と範囲
- (2) 支給対象となる業務執行役員の範囲
- (3) 業績連動給与の算定指標

4. 高額役員給与等の損金不算入

- (1) 不相当高額役員給与の損金不算入制度
- (2) 役員給与（退職給与を除く）不相当高額判定
- (3) 役員退職給与の不相当高額の判定
- (3) 使用人兼務役員の賞与の損金不算入
- (4) 仮装隠ぺいによる役員給与の損金不算入
- (5) 役員に対する経済的利益の供与の取扱い

5. 役員退職給与

- (1) 役員退職給与の損金算入時期
- (2) 役員の分掌変更等の場合の退職給与
- (3) 役員退職給与の分割支給と未払金の取扱い
- (4) 役員退職給与の打切り支給
- (5) 裁決・判決例を含む事例検討

6. 使用人給与、出向者給与と負担金

- (1) 過大な使用人給与の損金不算入
- (2) 使用人賞与の損金算入時期
- (3) 使用人に対する決算賞与の期末未払計上
- (4) 出向者給与と負担金の基本的な取扱い
- (5) 役員出向者の給与と負担金の取扱い
- (6) 出向者負担金の事例検討

7. 税務からみた株主総会議事録等の重要性

- (1) 役員給与規程の作成とモデルの掲示
- (2) 各種株主総会議事録の作成とモデルの掲示
- (3) 各種取締役会議事録の作成とモデルの掲示

8. 平成29年度法人税改正点

- (1) 定期給与とみなされる支給手取額同額給与
- (2) 事前確定届出給与の範囲の拡大
- (3) 利益連動給与から業績連動給与への改正
- (4) 業績連動給与の算定指標の拡大
- (5) 子会社役員へのストック・オプション報酬等

「最近の法人税改正項目」の重要ポイントと決算対策

最近の法人税改正点には、これからの決算・申告に際して直接影響を及ぼすものがかなり多いです。直近となる平成29年度の改正では、試験研究開発税制・所得拡大促進税制等の見直しのほか、中小企業経営強化税制の創設、地方拠点強化税制の拡充等が行われました。平成29年度の決算・申告に向けて、最近の法人税改正点とその適用時期を早いうちに理解しておくことが必要ですが、これとは別に、毎期の決算・申告で誤りが多い項目を事前にチェックしておくことも重要です。

そこで、本セミナーでは、まず最近の重要な改正点を設例に基づく申告書別表の記載例も交えて説明し、後半で申告後に誤りが指摘されている法人税重要項目を説明します。最近の法人税改正項目及び平成29年度決算に向けての留意点や実務ポイントを総点検したい方に最適の講座です。

是非この機会にご参加を賜りますよう、ご案内申し上げます。

主な研修内容

1. 平成29年度の法人税改正点

- (1) 研究開発税制等の見直し
- (2) 所得拡大促進税制の見直し
- (3) 中小企業投資促進税制の見直しと延長
- (4) 中小企業経営強化税制の創設
- (5) 地域未来投資促進税制の創設
- (6) 役員給与等の見直し
- (7) 地方拠点強化税制拡充
- (8) 組織再編税制の見直し
- (9) 環境関連投資促進税制の見直し
- (10) その他の改正点

2. 平成29年度を除く最近の法人課税改正点

- (1) 減価償却資産の範囲の見直し
- (2) 減価償却の方法の見直し
- (3) 所得拡大促進税制の見直し
- (4) 雇用促進税制の見直し
- (5) 生産性向上設備投資促進税制（廃止）
- (6) 中小企業投資促進税制の特例措置
- (7) 環境関連投資促進税制の見直し
- (8) 欠損金の繰越控除制度等の見直し
- (9) 受取配当等の益金不算入制度の見直し
- (10) 法人事業税の税率の改正
- (11) 外形標準課税の拡大
- (12) 地方税における資本金等の額の見直し
- (13) 地方税の偏在是正措置その他

3. 決算・申告に当たって誤りが多い重要項目

- (1) 適用額明細書の記載
- (2) 租税公課・未払法人税等の取扱い
- (3) 法人税申告書別表五（二）の記載
- (4) 別表四の記載
- (5) 別表四と別表五（一）との関係
- (6) 所得拡大促進税制の適用要件の判定
- (7) 上記の税制に係る別表六（二十三）の記載
- (8) 控除対象外消費税額等の処理
- (9) 上記の処理に係る別表十六（十）の記載
- (10) 交際費等に係る控除対象外消費税額等
- (11) 別表十五の記載
- (12) 一括償却資産の損金算入の取扱い
- (13) 上記に係る別表十六（八）の記載
- (14) 事業不供用の消耗品の期末費用計上
- (15) 在庫計上と商品評価損との関係
- (16) 短期前払費用と前払金の混同処理ミス
- (17) 資本的支出と修繕費の区分ミス
- (18) 計上時期などの貸倒処理のミス
- (19) 諸会費の処理ミス
- (20) 繰延資産の処理ミス
- (21) 特別税額控除等の申告要件の判断ミス
- (22) 特別償却、特別税額控除の制度適用ミス
- (23) その他の誤りの多い重要項目

開催要領

日時	【第1回】「減価償却の実務」の重要ポイント	9月20日(水) 10:00~16:30
	【第2回】「寄附金・交際費・貸倒れの実務」の重要ポイント	10月17日(火) 10:00~16:30
	【第3回】「役員給与等の実務」の重要ポイント	11月17日(金) 10:00~16:30
	【第4回】「最近の法人税改正項目」の重要ポイントと決算対策	12月14日(木) 10:00~16:30

会場 **メルパルク広島 5F 椿の間** (※4講座ともすべて同じ会場です。
広島市中区基町6-36 TEL(082)222-8501

複数受講が
お得です!



受講料	1名様につき (テキスト・昼食・消費税含む)	会員	読者	未読者
1講座受講の場合		25,000円	29,000円	39,000円
2講座受講の場合 (合計金額)		45,000円	53,000円	73,000円
3講座受講の場合 (合計金額)		65,000円	77,000円	107,000円
4講座受講の場合 (合計金額)		80,000円	96,000円	136,000円

申込方法 下記の申込書にご記入の上、FAXまたは郵送にてお申し込みください。

払込方法 折り返し、『受講票付き請求書』をお送りします。付属の郵便振替用紙にて、お振込みください。

受講票 『受講票』は「請求書」から切り離して、当日会場受付までお持ちください。

----- 切り取り線 -----

【最新の法人税実務の総点検(全4回シリーズ)】申込書

お客様コード							平成29年	月	日
会社名 (事務所名)									
所在地	〒								
TEL	()	-	FAX	()	-				
業種		資本金	万円	決算期	月	社員数		人	
受講講座	部 課 名	役 職 名	参加者氏名	経理実務経験					
【第1回】9月20日(水) 「減価償却の実務」の 重要ポイント				年					
				年					
				年					
【第2回】10月17日(火) 「寄附金・交際費・貸倒れの 実務」の重要ポイント				年					
				年					
				年					
【第3回】11月17日(金) 「役員給与等の実務」の 重要ポイント				年					
				年					
				年					
【第4回】12月14日(木) 「最近の法人税改正項目」の 重要ポイントと決算対策				年					
				年					
				年					

H
P
用

申込先 (株)税務研究会 中国支局 行 **FAX(082)243-3725**

〒730-0032 広島市中区立町2-27 (NBF広島立町ビル6F)

TEL(082)243-3720

※個人情報の取扱いについて ご記入いただいた個人情報は、商品の発送、サービスの提供に使用させていただくほか、当社がおすすめする他の商品・サービスのご案内にも使用させていただく場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。